

業務仕様書

1 業務名

札幌市視聴覚障がい者情報センター機械警備業務

2 業務対象施設

札幌市視聴覚障がい者情報センター
札幌市中央区大通西19丁目1

3 施設概要

- (1) 庁舎開館年月日 昭和56年10月6日(平成17年3月大規模改修)
- (2) 建築延面積 3,081.60㎡
- (3) 敷地面積 2,326.24㎡
- (4) 建築構造 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造)
地上2階地下1階建
- (5) 職員数 10名
- (6) 施設内に事務室を有する団体
 - ア 公益社団法人札幌聴覚障害者協会(25名)
 - イ 札幌市盲ろう者福祉協会(2名)
- (7) 1日平均来館者数 約120名(ボランティア、貸室利用者等)
- (8) 開館時間
 - ア 平日(月～金曜日) 8時45分～21時00分
 - イ 土曜日 9時00分～21時00分
 - ウ 日曜日・祝日 9時00分～18時00分
 - ※ 年末年始(12/29～1/3)を除く。
- (9) センター事務室開所時間
 - 平日(月～金曜日)8時45分～17時15分
 - ※ 年末年始(12/29～1/3)を除く。

4 業務委託期間

令和8年10月1日21時30分から令和13年10月1日8時45分まで

5 業務実施時間

- (1) 月～土曜日 21時30分～翌日8時45分
- (2) 日曜日・祝日 18時30分～翌日8時45分
- (3) 年末年始(12月29日～1月3日) 8時45分～翌日8時45分

6 業務内容

札幌市視聴覚障がい者情報センター(以下、「センター」という。)において警備業法(昭和47年7月5日法律第117号)第2条第5項に定める機械警備により同法第2条第1項第1号に定める施設警備業務を行うこと。

7 警備機器の設置

- (1) 受託者は、対象施設に自動警報機器を設備し、警備時間中、当該警報機により感知される異常の有無をその監視センターにおいて自動的に表示し確認できる機械設備を設置し、警備業務にあたるものとする。
また、基地局の受信装置との間の通信に電話回線を使用する場合は、断線時に対応できる機能を付加すること。
- (2) 送信機、リモートコントロール(カードリーダー)、電源装置はセンター1階警備員室内に設置する。なお、カードまたはタグは10個を用意すること。
- (3) 火災、ガス漏れについては対象施設に既設の消防用設備で発報した異常信号を監視センターにおいて受信する仕様とする。
- (4) 異常発生時、必要に応じて画像及び音声により建物内の現在の状態を確認することができるサービスを提供すること。なお、音声については監視センターと建物内の双方向のやり取りができる仕様とする。
- (5) センサー類その他、本業務履行に必要な機器設置に係る費用は受託者の負担とする。また、委託者の都合により機器の移動等の必要が生じた場合の費用についても、原則として受託者の負担とする。なお、設置日については委託者と事前に協議をして決定すること。
- (6) その他業務実施上、対象施設に必要な機器設置については、委託者と協議の上、行うこと。

8 警備業務の対処

- (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の監視センターに設置される機器表示盤により対象施設の異常の有無を間断なく監視すること。
- (2) 受託者は警備時間中、前記による方法で対象施設に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該施設に急行させ、異常事態の確認を行い、必要な処置を執るとともに委託者及び関係機関に報告、通報し、その指示を受けること。
- (3) 毎日22時の時点において機械警備開始信号を受信していないときには、電話連絡の上、状況により対象施設に急行し、異常事態の確認を行い必要な処理をとること。

9 設備機器の保守管理等

- (1) 受託者は、前記7に定める機械警備設備に関し正常な機能を維持するため、毎月1回以上の保守点検を行い、その結果を委託者に報告すること。ただし、機械設備の異常発生時に自動的に監視センターへ通知される仕組みを備えている場合は、この点検を免除可能とする。
また、毎日機械設備の正常な機能を点検しその本部において正常作動を確認するとともに、万一警報機器等の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく代

- 替警備対策(夜間巡回、常駐等)等の施設の警備上の安全措置を講じること。
- (2) 対象施設に設置した警報機器等の工事配線については、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。
 - (3) 本業務に係る対象施設と受託者受信装置間の通信回線使用料は、既設の一般回線を使用する場合に限り、委託者が負担するものとする

10 契約終了・中途解約による機器の撤去

契約終了後又は中途解約時において、対象施設に設置された機器・部品の撤去にともなう費用は、受託者の負担とする。

11 原状回復の義務

受託者は業務の遂行上において対象施設に損害を与えた場合は、受託者の負担において原状に復帰しなければならない。

12 鍵の保持

預託された施設の鍵の取扱いは、次の事項を遵守する。

- (1) 厳重に保管すること。
- (2) 無断で複製しないこと。このため、摩耗、割れ、破損等の場合は、委託者に作成を依頼又は届出し、作成を行うこと。
- (3) 委託契約期間終了時に遅滞なく返却すること。
- (4) 定期的に鍵点検を行い、本数、貸出状況、紛失・破損等の有無を確認すること。
- (5) 委託者から預託鍵を授受する際は指定された書面を取り交わし、受け渡し記録を取り、返却時まで保管すること。

13 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報等について、契約期間中のみならず、契約期間満了後であっても、他に漏えいさせないこと。

14 環境負荷低減に関する事項

本業務においては、札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。ごみの減量、分別及びリサイクルに努めること。
- (2) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで紙の使用量を減らすよう努めること。
- (3) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

15 提出書類

- (1) 業務計画書

機械警備業務実施に先立ち、委託者と協議のうえ次の事項を記載し、業務履行開

始日の前日までに提出すること。

- ア 本警備委託の履行に関して業務を統括する業務責任者名及び警備体制などがわかる緊急連絡系統図
- イ 警備装置の設置箇所、種類及び仕様、配置図等の警備計画
- ウ 基地局又は待機所から対象施設までの路程及び移動時間
- エ その他委託者が指定した事項

(2) 業務報告書

受託者は毎月の機械警備の実施状況及び機械警備の保守点検結果、異常事態発生時における処置内容について、それぞれ報告書にまとめ、翌月10日までに委託者に提出すること。ただし、各年度3月分の報告日は3月31日とし、令和13年9月分の報告日は9月30日とする。

16 その他

- (1) 受託者は警備業法等、その他法令の定めるところにより誠実に業務を行うこと。
- (2) 受託者は、履行開始前に令和8年9月までの受託者から業務引継を受けるとともに、機材・人員等の必要な準備を行うこと。また、受託者は履行期間満了あるいは契約解除に伴う業務の終了に当たって、委託者及び次の受託者に対して必要な引継を行うとともに、業務開始準備に必要な協力を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ行うこと。

17 発注担当

保健福祉局障がい保健福祉部障がい者更生相談所情報提供施設運営係

電話:011-631-6747

(札幌市中央区大通西19丁目 札幌市視聴覚障がい者情報センター1階)